八代市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年7月29日(金)午後2時00分から午後2時30分
- 2. 開催場所 八代市役所本庁舎 3階301会議室・302会議室
- 3. 出席委員(18人)
- 1番 白石勝敏
- 2番 吉永安圭美
- 3番 平野英明
- 4番 橋本一郎
- 5番 萩本一浩
- 6番 中村和人
- 7番 深田 智
- 8番 髙野康喜
- 職務代理者 9番 内田孝光
 - 10番 有馬日夫
 - 11番 門田静子
 - 12番 森本 健
 - 13番 中野敏憲
 - 14番 松本秀昭
 - 15番 木村秀子
- 職務代理者 16番 本田友治
 - 17番 松田林一
 - 19番 吉田寛実
- 4. 欠席委員(1人)
- 18番 倉井正治
- 5. 出席推進員 (26名)

吉田和功

本田あゆ子

福島正一

齊藤光幸

中西千代志

鞍本敏男

吉川美津治

光永信一

林田孝介

矢鉾次義

山﨑嘉智

石田雄一

鶴山正行

杉本秀雄

瀨本浩和

宮本光治郎

髙橋 豊

上原 誠

福間定一

藤山利秋

橋本正治

上村正弘

上村武敏

寺本和男

黒田浩一郎

岩村広人

6. 議事日程

第1 議案第20号 農地法第3条(委員会)について

第2 議案第21号 農地法第4条(知事) について

第3 議案第22号 農地法第5条 (知事) について

第4 議案第23号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告) について

第5 議案第24号 【中間管理権:基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農地利用集積計画の公告)について

第6 議案第25号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長 泉 宜孝

主幹兼係長 宮野 優

参事 橋本周斉

主事 桑野 直

主事 平川洋子

主事 北村有希

8. 会議の概要

事務局

皆さん、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、先月の総会に引き続きまして、今回も農業委員、推進委員全員出席の 形式を取らせていただきました。しかしながら、皆さん御存じのとおり、コロナ感 染の拡大が非常に多くなってきております。八代市においても、感染者の増加並び にホームページでも掲載されてますように、市職員の感染者数も非常に多くなって きております。

そういったことから、新型コロナウイルス感染拡大防止を講じるために、国・県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて発言していただきます。

総会時間の短縮並びに議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきますようよろしくお願い致します。

以上、委員の皆様には御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から7月の総会を開会したいと思います。

本日は、八代・松高の倉井委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。宜しくお願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお 願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

8番 髙野康喜委員、9番 内田孝光委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくお願いします。

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を お願いします。

事務局

議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書 1ページから2ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与による取得が3件、交換が2件ありました。

地目は、田2万6,042平方メートル、畑270平方メートル、計2万6,312平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。

これら、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。御審議方、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田でございます。

申請番号1番、2番については、申請者の2人が兄弟であり、これまで兄の土地を弟が、弟の土地を兄が利用しておりましたが、自分の土地を自分が利用するという交換の案件でございます。

何ら問題ないものと思われます。御審議、よろしくお願いします。

議長

3番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号3番について説明します。

申請地は、海士江町の○○○医院より○へ△△△メートル行ったところで、地番
△△△番△、△△△番、△△△番△、△△△番△、△△△番△、△△△番△、△△△
△番△は、ハウスでトマトを栽培されていて、地番△△△△番、△△△番、△△
△番は水稲を栽培されている農地です。○○○○○感染症の影響で売上げが下がったため、法人から身動きが取れる個人経営に戻したいといった申請になります。

何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議長

4番、金剛。

推進委員

金剛担当の鶴山です。申請番号4番について説明します。

24日に内田農業委員と一緒に現地確認をしました。

譲渡人は農業経営をしないため、経営規模の拡大を望んでおられる親戚の譲受人 に譲渡することにしました。

問題ないと思われます。御審議お願いします。

議長

5番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号5番、6番は関連した案件ですので、続けて説明します。

7月24日に、譲渡人と共に、田畑、計4筆を現地確認しました。

田畑は耕作、管理されていました。

申請番号5番は、親子間の贈与です。

また、申請番号6番も夫婦間の贈与です。

譲渡人は、健在のうちに分割贈与したいということでした。

御審議方、よろしくお願いします。

議長

7番、鏡。

推進委員

鏡担当の福間です。

7番の案件は親子間の贈与で、譲受人はハウス農家です。何ら問題はないかと思います。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明を お願いします。

事務局

議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページから4ページのとおり付議致します。

今月の申請は5件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、農振農用地区域内にある農地に区分されますが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途、農業用施設用地に供するために行われるものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判

断しました。

次に、2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、3番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設の用に供するために行われるものであることから、不許可の例外規定に該当し、また無断転用のため土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

4ページをお願いします。

最後に、5番の案件は、農振農用地区域内にある農地に区分されますが、農振法 第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途、農業用施設用地 に供するために行われるものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は 可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全て の案件が許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明 をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の福島です。

申請番号1番について説明します。

4月25日、白石会長と郡築地区推進委員の吉田さん、本田さん、私の4名で現地を確認に行きました。

申請地は、八代市郡築しおかぜ保育園の○○に隣接し、○側には旧県道が通っており、ここに個人の農業用倉庫を建築しても何ら問題ないものと思われます。

御審議方、よろしくお願いします。

議長

2番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当、吉川です。

申請番号2番について、説明致します。

先ほど、事務局から説明がありましたとおり、7月15日に、有馬委員と事務局 職員とで確認致しました。

申請地は日置町△△番の△と△△番の△で、2筆、491平方メートル、現況はアスファルト舗装、○側△△メートルに日置町公民館、○側△△メートルに太田郷ひびき保育園、○側接道向かいに○○○○マンション、○側△△△△メートルに○○○○○○学校、周辺は家屋に囲まれ、農地はありません。特に問題はないと思います。

御審議方、よろしくお願い致します。

議長

3番、龍峯。

推進委員

龍峯担当の光永です。

先日22日に、森本委員と申請地に行ってまいりました。

申請地は、昭和58年に農業倉庫を建てたところ、その一部が無断転用になっていました。そして、その倉庫の南側の畑を、現在、車置場等に使っていますが、これも無断転用であったと言われ、今回の申請になりました。

周辺農地への影響はないと思われます。

なお、始末書が添付されています。

御審議方、よろしくお願いします。

議長

4番、日奈久。

推進委員

日奈久担当の杉本です。申請番号4番について説明します。

申請地は、おれんじ鉄道日奈久駅の○側△△△メートルの場所です。申請者の父 親が、昭和33年、購入して住宅を建築されました。

申請者が相続され、許可転用を得てない事が判明しましたので、今回申請されました。

周りは住宅に囲まれており、周辺農地への影響はないと思います。

議長

5番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の橋本です。申請番号5番について説明します。

今月26日に、現地で申請人に話を聞きました。

この申請は、別の土地で、2月に5条として申請が出ていたのですが、その場所 に近隣から、○○乾燥機の騒音問題が発生しまして、場所を変えて申請をやり直し たということです。

申請地は自作地で、鏡町宝出の公民館から42号線を \bigcirc へ \triangle \triangle \triangle メートル位行った所、 \bigcirc へ \triangle \triangle \triangle メートル位行った所です。

現在は農舎が狭く、近所の建物を借りて経営を行っているので、現在の農舎から近く、自身が所有する申請地に農舎を新たに建築したいとのことです。

周辺農地への影響はないと思います。

地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を お願いします。

事務局

議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書5ページから7ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が7件、使用貸借権が1件、合計が8件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番から6ページ、7番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

次に、8番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10~クタール未満の 小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地につ いて検討済みであることから、許可は可能と判断しました。 次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全て の案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番から3番について説明します。

1番、申請地は、ローソン○○○店より○へ△△メートル行ったところで、現 況、畑として利用されている農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請に なります。何ら問題はないと思います。

2番、申請地は、ローソン○○町店の○側に当たり、現況、荒れ地状態の農地で、ここにアパート1棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

3番、申請地は、上野町のマンション○○○○から道路を挟んだ○側に当たり、現況、荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

審議、お願いします。

議長

4番、宮地。

推進委員

宮地担当の林田です。4番は、宮地の古麓町△△△番の△です。申請地は鹿児島本線○○○踏切の近くにありまして、譲受人の弟さんが所有する土地に隣接して、接道はありません。

今回、譲受人が申請地を取得し、近くに住む個人の自宅駐車場が不足しているということから、取得後は、個人の自宅駐車場として利用したいという申請であります。別に、これに不許可とする理由もなく、許可相当ではないかと思いますが、どうか審議のほどよろしくお願いします。

議長

5番、麦島。

推進委員

植柳・麦島担当の矢鉾です。申請番号5番について説明します。

先日24日、吉田委員さんと現地確認致しました。

転用目的は、個人住宅を建設したいということです。

申請地は、住宅や道路に囲まれており、周辺には農地は見当たりません。何ら問題はないと思います。御審議よろしくお願いします。

議長

6番、高田。

推進委員

高田担当の山崎です。

7月25日、髙野委員と現地確認に行ってきました。その中で、御説明致しま す。6番、7番続けて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

6番の用地ですが、JAみなみ支所の○を、山の方へ約△△△メートル位上りまして、それから○に行った△△メートル位で、ちょうど住宅地の真ん中に土地があるという感じです。他に何ら影響はないと思います。

7番の方ですが、○○○○の道越しに田んぼがありまして、そこを宅地にしたいということで申請が上がっております。その周りも、宅地がほとんどの状態でありますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

審議の方、よろしくお願いします。

以上です。

議長

8番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号8番について説明します。

7月23日、中村委員と現地確認に行ってまいりました。

譲受人は、令和2年の水害で○○が被災したので再建地を探しており、申請地は 周辺に住宅も多く、農地への影響はないと思います。担当としては問題ないと考え ていますので、御審議よろしくお願い致します。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

事務局

議案第23号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画を議案書8ページから31ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が36件、面積は23万3,548平方メートル、所有権移転が12件、面積は2万3,226平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時 従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと 判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。

来月8月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、8月9日火曜日と10日水曜日を予定しています。

現時点で、関係する地区は、郡築9番町、郡築10番町、沖町、北原町の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますのでよろしくお願い致します。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地利用集積計画ということでございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第24号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を議案書32ページから43ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が22件で、面積は4万5,706平 方メートル、使用貸借権設定が2件で、面積は662平方メートル、合計の面積は 4万6,368平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第24号の説明につきましては、以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第25号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第25号、非農地証明願について、議案書44ページのとおり付議します。 今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、宅地であることの証明願です。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明しました。登記事項証明書により、昭和15年8月30日には、住宅が建築されていたことが証明されており、このことから、農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和4年7月15日に、太田郷地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

御審議をお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明 をお願いします。

1番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当、吉川です。

先ほど、事務局から説明がありましたが、7月15日に、有馬委員と私と事務局 職員さんで確認を致しました。

周りは家屋が立ち並びまして、現在は○○○ということで、何も問題はないと思いますので、御審議方よろしくお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

拳手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に 該当しないため、証明書を交付することに決定致します。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合 意解約の届出がありましたので、報告します。

これをもちまして、7月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和4年7月29日

八代市農業委員会	会長	
八代市農業委員会	委員	
八代市農業委員会	委昌	
	\sim	